

前橋市防災会議に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(会長及び委員) 第3条 省略 2～4 省略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 省略 (2) <u>陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者</u> (3)～(7) 省略 (8) <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者</u> (9) 省略 6 前項第1号、第2号、第3号、<u>第4号、第5号、第8号及び第9号</u>の委員の定数は、それぞれ<u>8人以内、1人、3人以内、2人以内、10人以内、15人以内及び5人以内とする。</u> 7 <u>第5項第8号及び第9号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 省略 (専門委員) 第4条 省略 2 専門委員は、<u>関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者</u>のうちから市長が任命する。 3 省略	(会長及び委員) 第3条 省略 2～4 省略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 (1) 省略 (2)～(6) 省略 (7) <u>指定公共機関又は関係地方公共的機関のうちから市長が任命する者</u> (8) 省略 6 前項第1号、第2号、第3号、<u>第4号、第7号及び第8号</u>の委員の定数は、それぞれ<u>8人以内、3人以内、2人以内、10人以内、15人以内及び5人以内とする。</u> 7 <u>第5項第7号及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 8 省略 (専門委員) 第4条 省略 2 専門委員は、<u>関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者</u>のうちから市長が任命する。 3 省略